

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金—常勤職員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間が当期に
帰属する支給見込額を計上するものとする。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業、公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は当法人では、複数拠点を実施していないため作成していない。
- (4) 宮丸認定こども園拠点における計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (5) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別別紙3⑩）
- (6) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別別紙3⑪）は省略している。
- (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 宮丸こども園拠点区分（社会福祉事業）
 - 「本部」
 - 「宮丸認定こども園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	24,850,900	0	0	24,850,900
建物	120,559,576	0	6,202,168	114,357,408
合 計	145,410,476	0	6,202,168	139,208,308

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	158,153,105	43,795,697	114,357,408
小計	158,153,105	43,795,697	114,357,408
その他の固定資産			
建物	18,004,420	3,622,235	14,382,185
構築物	32,317,965	10,086,568	22,231,397
車輛運搬具	338,090	338,088	2
器具及び備品	24,735,098	20,388,503	4,346,595
小計	75,395,573	34,435,394	40,960,179
合計	233,548,678	78,231,091	155,317,587

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし